

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例（平成22年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会経済情勢が依然として低迷し、本市においても大きな改善の兆しが見られないことを勘案し、国民健康保険税に係る課税の特例を1年間延長することにより納税者の負担軽減を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。